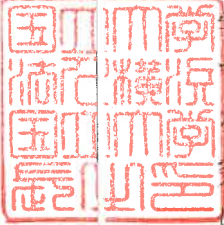


神奈川少年更生支援センター（仮称）における生物多様性の
保全に資する環境教育の展開に向けた連携協力に関する協定書

生物多様性の保全は、持続可能な社会の実現のために不可欠であるとして、令和4年、15回目を迎えた生物多様性条約締約国会議（COP）において新たな戦略計画（ポスト2020生物多様性枠組）が検討されるなど、地球規模で取り組むべき重要な課題となっている。日本においても、生物多様性基本法（平成20年法律第88号）に基づき、国、地方公共団体、事業者、国民及び民間の団体の責務が定められており、国は、生物の多様性に関する教育の推進、自然との触れ合いの場及び機会の提供等により、生物の多様性に関する国民の理解を促進することとされている。少年院は、在院者の改善更生及び社会復帰支援を行う国の機関として、生物多様性に関する環境教育を実践する必要がある。



認定特定非営利活動法人アースウォッチ・ジャパンは、野外における研究者の科学的な調査や教育と市民をつなぐことなどを通じて持続可能な環境のために行動している民間団体であり、横浜国立大学は、ユネスコチェアを通して生物圏保存地域を活用した持続可能な開発のための教育に関する研究、研修等に取り組んでいる研究・教育機関である。この両者から、神奈川医療少年院跡地及び今後新たに立ち上げる予定の神奈川少年更生支援センター（仮称）（以下「センター」という。）は、都市部における生物多様性の保全にとって重要な「草原生態系のレフュージア（避難地）」としての機能を有しているとの見解が示された。



これを受け、少年院を所管する法務省矯正局を含む三者は、少年院が在院者に対して環境教育を行うことは、情操のかん養、主体的に社会課題を考え貢献する人材の育成及び社会の一員としての責任感の向上につながることを期待でき、再犯・再非行防止においても意義があること、加えて、新たな少年院が、地域社会との共生を重視し、地域の子どもたちや地域住民と共に自然環境について体験的に学ぶことのできる場を設けることは、地域社会における生物多様性の保全への貢献という点でも意義があることを確認した。

このような現状に鑑み、本協定の構成員は、センターにおける生物多様性の保全に資する取組を始めとする環境教育の展開に向け、次のとおり合意する。

（目的）

第1条 本協定の構成員は、緊密な相互連携の下、それぞれの持つ人材、知見、技術などの資源を活用し、センターにおける生物多様性の保全に資する環境教育を

展開することで、少年院の矯正教育の充実を進め、在院者の健全育成及び再犯・再非行防止等を推進するとともに、地域社会における生物多様性の保全に貢献することを目的とする。

(連携内容)

第2条 本協定の構成員は、前条の目的を達成するため、次の各号に定める取組を実施する。

一 センターにおける生物多様性の保全に関する次の取組

イ 保全草地の観察

ロ 緑道の植栽樹種の選定等の検討

二 センター及び近隣少年院在院者の生物多様性・自然環境保全意識の向上のための取組

イ センター内の在来種（カントウタンポポ）の保全

ロ センター内の昆虫の保全活動（虫ホテルの設置・管理）

ハ 地域との共生を目指した環境教育プログラムの作成・実施

三 その他構成員が、センター内及びその周辺地域における生物多様性の保全及び環境教育に資すると認める取組

2 連携・協力する具体的内容は、その都度、構成員が協議して決定する。

(関係者協議会)

第3条 各構成員は、本協定に関する事項を協議するための協議会を設置する。

2 協議会参加者は、各構成員を代表する者がそれぞれ指定する者とし、協議会は、当該参加者の求めに応じ、法務省矯正局長が招集する。

3 協議会の運営に必要な事項は、当該参加者間で協議の上、別途定める。

(有効期間)

第4条 本協定の有効期間は、本協定の締結の日から令和6年3月31日までとし、期間満了の1か月前までに、いずれかの構成員が他の全ての構成員に対し、本協定を解除する旨の書面通知を行わない限り、同一条件で更に1年間更新されるものとし、以降も同様とする。

(協定の見直し)

第5条 構成員のいずれかから、協定の内容について変更の申出があったときは、その都度協議の上、変更するものとする。

(疑義等の決定)

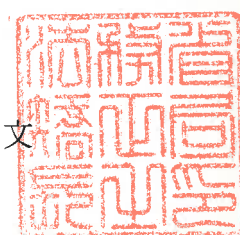
第6条 本協定に定めのない事項又は本協定に定める事項に関し疑義が生じたものについては、全ての構成員間で協議して定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本書3通を作成し、法務省矯正局、横浜国立大学、認定特定非営利活動法人アースウォッチ・ジャパンは、それぞれ記名押印の上、各1通を保有する。

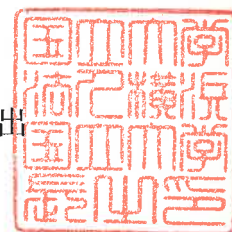
令和5年5月1日

東京都千代田区霞が関 1-1-1
法務省矯正局長

花 村 博 文



神奈川県横浜市保土ヶ谷区常盤台 79-1
国立大学法人横浜国立大学学長 梅 原、 出



東京都文京区弥生 1-1-1
東京大学大学院農学生命科学研究科フードサイエンス棟
認定特定非営利活動法人アースウォッチ・ジャパン
理 事 長 浦 辺 徹 郎



